スポーツ傷害保険手続きの流れ

＜被保険者＞　　おケガをされた方

1．事故報告　　下記請求書に記入し、スポーツクラブ事務局へＦＡＸで通知する
※必ず、事故発生日から３０日以内に届けること
「団体総合補償制度費用保険 事故通知書兼保険金請求書」
保険会社名　：　Chubb損害保険株式会社

2．記入箇所　　①事故通知欄
・住所　・電話／FAX番号　・氏名　・性別　・年齢　・職業
○事故発生状況
・事故発生日時　・発生場所　・発生状況
③治療先・傷病名欄
○治療機関名
・治療された全ての治療機関　担当医・電話番号
・ケガの名前、ケガの部位、ケガの状態、手術名など

3．事故受付　　○スポーツクラブ事務局　担当者
・保険金請求書の内容を確認し請求書を作成する

4．保険会社へ通知　　○スポーツクラブ事務局　担当者
・請求書に押印した後、Chubb損害保険株式会社にFAXで通知する

5．保険金の請求手続き　○傷病が治ったあと被補償者は事務局へ連絡する
・保険金請求に必要なものを用意し事務局に行く
印鑑、診察券、領収書　保険金支払い先口座（ゆうちょ銀行は不可）

6．保険請求書類の作成　○治療完了後事務局が必要事項を記入する
②保険金請求者
④入通院状況申告欄

7．保険請求書類の提出　○スポーツクラブ事務局が必要書類の内容を確認し保険会社へ郵送する

8．保険金支払い手続　　○保険会社損害担当　⇒　保険金支払い手続き　・・・指定銀行振込

9．傷害保険完了通知　　○保険会社損害担当　⇒　被保険者へ完了報告　・・・郵送

11．傷害保険完了報告　○保険会社　⇒　保険金お支払いのご案内　・・・スポーツクラブ事務局
・支払い手続き日、支払い金額など

＜保険料支払い額＞
・死亡時と後遺症補償額　250万円　　入院費　2,250円（1日）　　通院費　1,500円（1日）
・補償期間　入院日数１８０日間・通院日数９０日間

＜損害保険の請求＞
（賠償責任保険）　　○施設や物をを破損させた　○他人に負傷を負わせた
・ 提出書類：見積書、請求書、領収書、証拠写真（事故後、修復後）など
・ 金額が３万円以上になる場合は、賠償責任保険金の請求ができる　（免責額３万円）
・ 金額が３万円以下の場合は、１万円までエリアクラブで負担し不足分は事務局とする